

地方議会議員の社会保険への不正な加入を防止するための法整備を求める意見書

日本の公的医療保険制度は、国民皆保険の下で運用されており、国民健康保険はその大きな柱の 1 つである。しかしながら、昨今、国民健康保険に加入すべき立場の地方議会議員が、一般社団法人の理事などの肩書を得て被用者保険に加入し、保険料の負担を回避する、いわゆる「国保逃れ」を行っていたことが問題となっている。

これは一部の地方議会議員が、法人から低額な役員報酬を得ることで被用者保険に切り替わり、議員報酬を基準とした国民健康保険料よりも低額な保険料を支払っていたもので、公的医療保険制度を悪用した脱法的行為と捉えられるものである。

このような事態が続けば、応能負担の原則に反し、本来支払うべき保険料を支払わない者が増えることとなり、保険給付に必要な財源が不足し、結果的に保険料の上昇につながることも危惧される。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 社会保険への不正な加入を防ぐため、主要な収入に基づいて保険料を算定する仕組みを構築するなど、国民が納得できる法整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 25 日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長